

仕 様 書

- 1 契約件名 使用済車両売払（四輪車1台）
- 2 売払物品 四輪車1台 使用済みの物品
詳細については別紙のとおり
- 3 引渡期間 代金の納入後から令和7年11月28日（金）まで
- 4 引渡場所 和歌山市湊1850番地 和歌山県警察廃車置き場
- 5 履行期限 令和7年12月26日（金）
- 6 廃棄方法
「使用済自動車の再資源化等に関する法律」（平成14年法律第87号）に基づき適法に処分すること。
※「使用済自動車の再資源化等に関する法律」に基づく、引取業者及びフロン類回収業者の登録を受けており、かつ解体業・破砕業の許可を受けている者であること。
- 7 引渡条件等
買受人は、指定された納入告知書により、納付期日内に代金を支払うものとする。
なお、物件の引渡しについては売払代金の納付確認後に行うため、買受人は金融機関の受領印が確認できる領収書の写しを和歌山県警察本部へ提出すること。
- 8 引渡・処分作業
 - (1) 買受人は引渡作業に際し和歌山県警察本部職員の立会を受け、その指示に従うものとする。
 - (2) 買受人は法令に基づいた処理を行うとともに、引渡作業中の事故等に十分注意すること。万一、引渡作業により発生した損害については、買受人が賠償の責任を負うものとする。
 - (3) 車両については、不用品を売却するものであるが、解体（部品取り不可）、滅失を前提に抹消登録するものであり、再登録し車両として再利用するためのものでないことから、契約後買受人は、次の責務を負うものとする。
 - ア 履行期限内に引渡した車両の受領書を提出すること。
 - イ 解体の状態がわかるようにスクラップ（プレス等）する前と後の状態の写真を提出すること。
 - ウ 「使用済自動車の再資源化等に関する法律」の適用を受ける車両については、使用済自動車引取証明書（B券）を提出すること。
 - エ 解体後、和歌山県警察において永久抹消登録を行うので、車両の引渡日、車台番号、リサイクル券番号（移動報告番号）及び解体日を記載した解体通知書（任意様式）を提出すること。
 - (4) 買受人は、解体・破砕等の作業に当たり、和歌山県警察本部職員が立会を行う場合には、これに応じなければならない。
- 9 その他
 - (1) 「使用済自動車の再資源化等に関する法律」に基づくリサイクル料金は、和歌山県警察本部において負担する。
 - (2) 本仕様書に定めのない事項で疑義が生じたときは、担当職員と協議し、その指示によること。